

東根市学校給食センター維持管理運営等包括業務委託事業

実施方針等に関する質問回答等



令和4年9月2日

東 根 市

- 1 本質問回答は、令和4年8月18日(木)から8月19日(金)までに受け付けた東根市学校給食センター維持管理運営等包括業務委託事業の実施方針等に関する質問を項目順に整理するとともに、その回答（質問回答）を付したものです。
- 2 項目・質問の内容は、質問者の記載のとおりとしていますが、記載位置については、市で整理している場合がありますので注意してください。
- 3 上記質問回答の他に、本書の最後に、実施方針等に関する変更予定事項を付していますので、こちらについても注意してください。
- 4 なお、これらの質問回答及び変更予定事項は、現時点での市の考え方を示すものであり、今後変更する場合がありますので注意してください。最終的には、入札説明書等に基づいてください。

＜ 実施方針に関する質問回答 ＞

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
1	施設等の更新業務	2	I	1	(6)	1)	ウ		施設等の更新等業務で調理設備設置業務に関して、入札参加の参加条件では「建設」に分類されております。調理設備は建物には限りなく干渉せず一般的な更新は物品に分類される事例が多いことを鑑み、今回の事業では調理設備の更新は運営においてより良い学校給食の提供を目的とした「維持管理」にあたるかと存じます。よって調理設備更新業務に関しては、維持管理業務かまたはその他の業務に分類して頂くことは可能でしょうか。	「施設等の更新等業務」と「施設等の維持管理業務」は、サービス購入費の支払方法、物価変動等による改定方法、その他の前提条件が異なるものであり、「施設等の更新等に係る調理設備設置業務」を「施設等の維持管理業務」に組み入れることはできません。ただし、ご質問の趣旨を踏まえ、「設計に当たる者」、「建設に当たる者」、「運営に当たる者」の資格要件の一部について見直すこととします。本書最後の、実施方針等に関する変更予定事項（A実施方針／入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件）を参照してください。
2	支払に関する事項	3	I	1	(9)	1)			「市は、施設等の更新等業務に係る対価であって・・・施設等の更新等業務（項目毎）の完了後、速やかに支払う。」とありますが、項目によっては大小あると思われませんが完了後、年度内にお支払い頂くと言う理解で宜しいでしょうか。 また、「市の選定事業者に対する支払の平準化に努めるものとする。」とありますが年度をまたいだ更新等の場合に今年度分と次年度分でお支払い頂くと言う理解でよろしいでしょうか。	ご質問の前段について、ご理解のとおりです。「蒸気配管の更新業務」、「荷入室網戸の設置業務」、「屋外サインの改修業務」、「蒸気回転釜の更新業務」、「連続式フライヤーの更新業務」、「食缶洗浄器の更新業務」、「コンビオーブンの更新業務」、「野菜スライサーの更新業務」の各業務がそれぞれ完了した時点で、所定の手続を経て、サービス購入費を支払うものとします。 ご質問の後段について、例えば「蒸気配管の更新業務」が令和5年度夏季、令和5年度冬季、令和6年度夏季、令和6年度冬季にまたがるような場合は、4つの業務から構成されるものとし、各年度各季の業務が完了した時点で、サービス購入費を支払います。ただし、同一項目同一年度内の支払は3度以内とします。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
3	支払に関する事項	3	I	1	(9)	1)			<p>「施設等の更新等業務に係る対価」の支払い方法についてですが、「項目毎」の完了後となっていますが、「項目」とは、要求水準書案 p6, 7, 8, 9 で示された「調査・設計業務」「蒸気配管の更新業務」「荷受室網戸の設置業務」「屋外サインの改修業務」「蒸気回転釜の更新業務」「連続式フライヤーの更新業務」「食缶洗浄機の更新業務」「コンビオーブンの更新業務」「野菜スライサーの更新業務」でしたでしょうか。</p> <p>また、項目毎に完了後に1回の支払いなのか、出来高に応じて複数回に分けての支払いも可能なのか、どちらでしょうか。</p> <p>(例えば蒸気配管更新が複数年にわたる場合、年度ごとに出来高支払いなど)</p>	<p>ご質問の前段について、番号2への回答を参照してください。なお、「調査・設計業務」、「工事監理業務」に対するサービス購入費は、「蒸気配管の更新業務」から「野菜スライサーの更新業務」までの各業務と一体（各業務に含まれる）ものとして取り扱うものとします。</p> <p>ご質問の後段について、番号2への回答を参照してください。なお、前払、中間前払等の支払は行わないものとします。</p>
4	支払に関する事項	3	I	1	(9)	1)			<p>「施設等の更新等業務に係る対価」の支払い方法について、「なお、当該施設等の更新等業務の実施は、可能な範囲において、市の選定事業者に対する支払いの平準化に努めるものとする」とありますが、ここでいう「平準化」とは、同時に全項目の完了・支払いとするのではなく、事業期間5年間を通じて、分散させて支払い時期が来るよう、項目毎の完了時期を調整することを期待されている、ということでしょうか。</p> <p>その場合、改修する各項目について、早期に改修工事を完了させることよりも、完了時期を分散させる計画とすることを優先すべき、ということでしょうか。</p>	<p>ご質問の前段について、ご理解のとおりです。当該規定は、市が支払うサービス購入費を、可能な範囲で平準化したいという趣旨のものであり、事業者にとっては努力義務として位置付けています。</p> <p>ご質問の後段について、「施設等の更新等業務」の実施順序及び実施時期については、学校給食を安全かつ安定的に提供することを最重要の前提条件とした上で、市の支払を可能な範囲で平準化したいということです。</p>
5	支払に関する事項	3	I	1	(9)	1)			<p>「施設等の更新等業務に係る対価」の支払い方法についてですが、設計・改修工事に要する費用については、全額、貴市負担</p>	<p>ご質問について、ご理解のとおりです。なお、番号3への回答（「調査・設計業務」、「工事監理業務」に対するサービス購入</p>

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									により、項目毎の完了後に事業者を支払われるとの認識で宜しいでしょうか。(通常の PFI のように、運営期間を通じた割賦支払いはなく、事業者として金融機関からの長期借入れは不要)。	費が、「蒸気配管の更新業務」から「野菜スライサーの更新業務」までの各業務と一体(各業務に含まれる)ものとして取り扱うものとして取り扱うこと。前払、中間前払等の支払は行わないこと。)に、留意してください。
6	支払に関する事項	3	I	1	(9)	1)			施設等の更新等業務に係る対価は、項目毎に完了後の支払いとされておりますが、具体的な更新実施時期についても事業契約書に明確に定めるとの理解で宜しいでしょうか。 その場合、仮にその後の事情により実施時期が変更となった際には、貴市と協議の上で当該更新分の支払い時期についても変更可能との理解で宜しいでしょうか。	ご質問の前段について、選定事業者の提案に基づき、事業契約書に各業務の実施時期を記載する予定です。 ご質問の後段について、当該変更により合理的な理由があり、かつ、市と選定事業者の協議が整えば、変更することも可能です。
7	入札参加者の参加要件	9	II						「設計に当たる者」「建設に当たる者」「運営等に当たる者」以外の業務(例えば SPC マネジメント業務など)を行う企業を構成員とする場合、当該企業が満たすべき要件は特段設けないとの理解で宜しいでしょうか。 (「東根市入札参加資格者名簿」への登録も不要)	ご質問の、例えば「本事業における役割:その他(SPC マネジメント業務に当たる者)」であっても、「(3) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限」については適用されることに留意してください。
8	入札参加者の参加要件	9	II						「調理設備設置業務」を行う者は、「建設に当たる者」とは別でもよいと考えて宜しいでしょうか。(建設企業ではなく、調理設備企業の担当となるため)	施設等の更新等のうち調理設備設置業務の設計に当たる者及び建設に当たる者として、調理設備企業が担当することでもよいものとします。また、例えば、施設等の更新等のうち荷受室網戸の設置業務、屋外サインの改修業務の設計に当たる者及び建設に当たる者として、維持管理企業が担当することでもよいものとします。なお、番号1への回答を参照してください。
9	入札参加者の参加要件	9	II	3	(1)				本事業において「設計に当たる者」と「建設に当たる者」を構成員に含める事が必要となる理	番号1への回答を参照してください。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									由をご教示下さい。	
10	入札参加者の参加要件	9	II	3	(1)				<p>「施設等の更新等の設計に当たる者」とありますが、本事業において設計業に該当するもしくは必須となる業務は「要求水準書（案）II/3(1)蒸気配管の更新」と見受けられます。極めて限定的な業務のみであるため、実施方針III/3/(2)/1)の要件を満たす設計企業が本事業へ参画（打診し応諾いただく）することが困難です。</p> <p>事業者はスケジュール等の協力を全面的に行うことを前提に、「要求水準書（案）II/3(1)蒸気配管の更新」を本事業の対象外としていただき、「設計企業」が構成員としての参加が必須とならないスキームへの変更をお願いしますでしょうか。</p>	原案のとおりとします。なお、番号1等への回答を参照してください。
11	入札参加者の参加要件	9	II	3	(1)				<p>「施設等の更新等の建設に当たる者」とありますが、本事業において建設業に該当する業務は「要求水準書（案）II/3(1)蒸気配管の更新」と見受けられます。極めて限定的な業務のみであるため、実施方針III/3/(2)/2)の要件をみたす建設企業が本事業へ参画（打診し応諾いただく）することが困難です。</p> <p>「要求水準書II（案）/3(1)蒸気配管の更新」に対して事業者はスケジュール等の協力を全面的に行うことを前提に、を本事業の対象外としていただき、「建設企業」が構成員としての参加が必須とならないスキームに変更をお願いしますでしょうか。</p>	原案のとおりとします。なお、番号1等への回答を参照してください。
12	入札参加者の参加要件	9	II	3	(1)				本事業の要求水準書（案）を確認したところ、設計企業及び建設企業については必ずしも構成員としての参加が必須である事	番号1、8等への回答を参照してください。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									<p>業スキームではないものと考えます。</p> <p>また具体的な修繕箇所が指定されており、極めて限定的であるため、実施方針に記載の要件を満たす設計企業及び建設企業が見積もりを確定させ、本事業に構成員として参画することはが困難です。</p> <p>本事業の業務範囲を、維持管理企業から発注できる範囲の修繕業務としていただき、前例のPFIによる整備運営事業が終了した次期事業に倣い、下記のようなグループで応募が可能となるように変更をお願いできますでしょうか。</p> <p>例) 応募者は、次に掲げる企業を含む企業グループとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営企業 ・施設維持管理企業 ・調理設備企業 ・その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業の参加を認めるものとする 	
13	入札参加者の参加要件	9	II	3	(1)	3)			<p>「入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業を除く構成員の変更も原則として認めない。」とありますが、設計企業と建設企業が、入札参加グループへ構成員としての参加が必須となると、期限までの組成が極めて困難となることが推測されます。</p> <p>修繕業務を、建設業を持たない維持管理企業から必要時期に専門企業へ発注できるスキームに変更するなど参加要件の見直しをご検討お願いできますでしょうか。</p>	番号1、8等への回答を参照してください。
14	札参加者の参加要件	10	II	3	(2)				<p>入札参加グループの検討にあたって、新たに設立するSPCの財務管理等を行う事業マネジメント企業の構成員としての参加を</p>	番号7への回答を参照してください。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									<p>検討しています。該当業務を担当する企業については、特段の資格要件はないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その場合は、「入札参加グループの構成員のうち、『その他企業』という位置付けでよろしいでしょうか。</p>	
15	入札参加者の参加要件	10	II	3	(2)				<p>入札参加グループの検討にあたって、調理設備更新（設置）を行う調理設備機器メーカー企業の構成員としての参加を検討しています。該当業務を担当する企業については、特段の資格要件はないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その場合は、「入札参加グループの構成員のうち、『その他企業』という位置付けでよろしいでしょうか。</p> <p>もしくは、調理設備機器の更新は、維持管理業務の範疇であるという考え方も出来るかと存じます。その場合、調理設備機器メーカーは「維持管理企業」という位置付けでよろしいでしょうか。</p>	番号8への回答を参照してください。
16	入札参加者の参加要件	10	II	3	(2)				<p>入札参加グループの検討にあたって、配送回収及び配送車両の調達を行う運送企業の構成員としての参加を検討しています。該当業務を担当する企業については、法令による必須資格を除き、特段の資格要件はないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その場合は、「入札参加グループの構成員のうち、『その他企業』という位置付けでよろしいでしょうか。</p>	ご質問のような（SPCから配送・回送業務を委託する）場合は、給食の運営等のうち配送・回送業務の運営等に当たる者として、運送企業が担当することでもよいものとします。なお、番号1への回答を参照してください。
17	落札者を決定しない場合	12	II	5	(1)				「本事業をPFI事業として実施することが適当でない」と判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに	ご理解のとおりですが、市としては、ご質問のような事態になることを想定していません。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									公表する。」とありますが、万が一、そのような事態となった場合は、現事業が終了するまでの間に再公募を行うという理解でよろしいでしょうか。また、応募が無かった場合も同様でしょうか。	
18	落札者を決定しない場合	12	II	6	(2)				<p>「入札参加者の構成員による出資は必須要件ではないが、～」とあるため、構成員のうち、出資をする者と出資をしない者がいることと想定されます。参加申請時に届出る構成員の内、SPCに出資する企業と出資しない企業とで、定義を明確にする必要があると考えます。他事例にならない、出資する企業を「構成企業」、出資しない企業を「協力企業」とする等、定義を明確にして頂けないでしょうか。</p> <p>また、P9には「市が入札説明書等（要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）に再委託（再発注）することも可能とする。」とも示されています。他事例では、再委託先企業は「協力企業」ではなく「再委託企業」と表現することが多くあります。事業計画の提案にも関連してくるため定義を明確にしていけないでしょうか。</p>	原案のとおりとします。本事業での構成員とは、入札参加者を構成する者（員）ということです。
19	特別目的会社の設立	12	II	6	(2)				SPC の設立場所について、東根市内を指定されておりますが、給食センター内を SPC 本社所在地として登記することは認められますでしょうか。（別途、東根市内に SPC 所在地を確保する場合、追加の SPC 経費が発生し入札価格に含める必要があり、結果として貴市負担が増えることとなります。）	選定事業者の所在地を市有地内に設定することは、地方自治法第 238 条の 4 の趣旨により認められていません。
20	特別目的	12	II	6	(2)				「市との事業契約の締結（仮契	原案のとおりとします。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
	会社の設立								約) までに、本事業を実施する株式会社として特別目的会社(選定事業者と同じ、以下本項において「SPC」という。)を東根市内に設立する。」とありますが、新たに不動産を取得するなどの手数と多大な費用が掛かることと予測されます。特別目的会社の設置場所は、必ずしも東根市内に設置する必要がないこととすることをご検討いただけますでしょうか。	
21	特別目的会社の設立	12	II	6	(2)				現在の東根市学校給食センター所在地での SPC 設立は認めて頂けますでしょうか。	番号 19 への回答を参照してください。
22	責任分担の考え方	14	III	1	(1)				「市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。」とありますが、公表資料から事業者が読み取ることが出来ないリスクの発生については、市が責任を負うという考え方で間違いないでしょうか。	原則として、ご理解のとおりですが、具体的には、入札説明書、要求水準書及び事業契約書(案)によるものとします。
23	施設等の更新等業務(項目毎の調査・設計時)	14	III	3	(2)	1)			「市は、選定事業者によって行われた調査・設計について、要求水準書に規定された水準並びに提案書において入札参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認する。」とありますが、「要求水準書(案)Ⅱ/3の3件((1)～(3))、要求水準書(案)Ⅱ/3の5件((1)～(5))」の8件のうちのどの業務が設計企業による調査・設計が必須でしょうか。	具体的な調査・設計の内容(程度)のいかに関わらず、施設等の更新等業務(項目毎)においては、それぞれ調査・設計が必要と考えます。なお、番号8への回答を参照してください。
24	施設等の更新等業務(項目毎の建設時)	14	III	3	(2)	2)			「選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い～」とありますが、要求水準書(案)Ⅱ/3の3件((1)～(3))、要求水準書(案)Ⅱ/3の5件((1)～(5))の8件のうちのどの業務が工事監理が必須でしょうか。	施工者による工事管理が適切に実施されることを条件とし、施設等の更新等業務(項目毎)のうち蒸気配管の更新業務以外については、工事監理者を必須とはしません。この場合、入札説明書、要求水準書、事業契約書(案)において、工事監理(者)を工事管理(者)と読み

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
										替えるものとします。ただし、本業務を実施するに当たり必要とされる法令等（条例を含む。）について遵守してください。
25	施設等の立地（敷地）及び施設等の概要	16	IV	1	(1)				現在の東根市学校給食センター所在地は「東根市大字東根甲6032」と思われますが、誤記でしょうか。 要求水準書（案）. 1頁. I.2.(5)も同様です。	原案のとおりとします。
26	リスク分担表(案)	23							「修繕リスク」について、貴市「△」事業者「○」となっていますが、その意図をお示ください。	修繕リスクなどについては、本書最後の、実施方針等に関する変更予定事項（B要求水準書（案）／施設等の維持管理業務に関する要求事項・総則・基本的考え方）を参照してください。
27	リスク分担表(案)	23							光熱水費の負担については、貴市の負担と考えて宜しいでしょうか。昨今、光熱水費の単価高騰など、事業者としてはリスクコントロールできない状況が続いているため、貴市負担となるよう、ご検討いただきたく存じます。	光熱水費の管理・支払は、選定事業者の業務とします。なお、選定事業者への光熱水費単価の変動によるリスクを最小限度とするため、光熱水費を別枠で年2回の改定を行えるようにする予定です。
28	リスク分担表(案)	23							施設見学者の対応は貴市で行うとのことなので、万が一の見学中の事故のリスクを貴市のリスクとして追加していただけますでしょうか。	原則として、ご理解のとおりですが、具体的には、入札説明書、要求水準書及び事業契約書（案）によるものとします。
29	リスク分担表(案)	23							配送の遅延リスクについて、配送の遅延による問題の発生は事業者リスクとなっています。しかし、予期せぬ交通渋滞や昨今の悪天候など、市の責でも事業者の責でもない場合、事業者ではコントロールできないリスクがございます。 貴市にもリスクを追加していただけますでしょうか。	やむを得ない事由、かつ、事前に市に連絡があった場合や、明らかに選定事業者の責に帰さない事由の場合は、是正勧告やサービス購入費の減額の対象としない予定です。具体的には、入札説明書、要求水準書及び事業契約書（案）によるものとします。
30	リスク分担表								「法令等の変更リスク」における貴市負担区分のリスク内容が「PFI 事業に特別に影響を与え	「PFI 事業に特別に影響を与える法令変更」とは「本事業に直接関係する法令変更」のこと

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									るもの」と表記されておりますが、PFI 事業に特定されない本事業に直接係る法令の変更リスクについては事業者で負うべきものでないと考えられます。貴市負担区分のリスク内容表記を、「本事業に直接係る法令等の新設・変更」等に変更していただくことをご検討いただけますでしょうか。	です。具体的には、入札説明書、要求水準書及び事業契約書（案）によるものとします。
31	リスク分担表								表内2カ所に「隠れた箇所の契約不適合」とありますが、市の公表資料から読み取ることが出来ないリスクという意味であれば、それについては全く予測が出来ないため、事業者にて負うことは現実的ではないと考えます。市のリスク分担に変更をお願いできますでしょうか。	ここでの「契約不適合（責任）」とは、いわゆる「瑕疵担保（責任）」のことです。民法の改正による文言等の変更です。具体的には、入札説明書、要求水準書及び事業契約書（案）によるものとします。
32	リスク分担表								配送の遅延リスクの「配送の遅延による問題の発生」が事業者のみの負担とされておりますが、事業者ではコントロールできない、交通事情の悪化については、事業者のみで負うべきものでないと考えます。本リスク分担につき、貴市欄に△を追加いただく事をご検討いただけますでしょうか。	番号 29 への回答を参照してください。
33	リスク分担表								「運営費増大リスク／物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大（交通事情悪化による運送費増加など）」とありますが、物価変動については一定の基準や指標を用いてサービス対価の変更がなされる契約スキームとなるものという理解でよろしいでしょうか。	ご質問について、ご理解のとおりです。具体的には、入札説明書、要求水準書及び事業契約書（案）によるものとします。
34	リスク分担表								「運搬費用増大リスク」が事業者のみの負担とされておりますが、事業者ではコントロールできない、交通事情の悪化による運搬費用増大については、事業者のみで負うべきものでないと考え	原則として、原案のとおりとします。ただし、ご質問のような事態が発生した場合は、市と選定時業者で協議の上、定めるものとします。具体的には、入札説明書、要求水準書及び事業契

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									えます。本リスク分担につき、貴市欄に△を追加いただく事をご検討いただけますでしょうか。	約書（案）によるものとしませす。

< 要求水準書（案）に関する質問回答 >

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
35	施設等の更新等業務に関する要求水準等	6	II						ここでいう「施設等の更新等業務」の具体的な対象とは、「要求水準書Ⅱ／3の3件（(1)～(3)）、要求水準書Ⅱ／3の5件（(1)～(5)）の8件」を指すと理解してよろしいでしょうか。また、これらは市が現施設に対して直近で調査を行い、本事業の5年間のうちに更新（設置や入れ替え）が必要である項目としてリストアップした全てであると理解してよろしいでしょうか。	ご質問について、ご理解のとおりです。なお、当該「本事業の施設等の更新等業務」のほか、「本事業の施設等の維持管理業務に伴う修繕業務、修繕・補充業務」についても、選定事業者の業務であることに留意してください。
36	施設等の更新等に係る建設業務に関する要求水準	7	II	2					「蒸気配管の更新業務」については、現在の施設状態や設計図書を確認していないなかで、どの程度の工期・工事費になるか、想定することは非常に困難です。できましたら、当該業務は本事業から外していただき、別途工事としていただくか、本事業の中で行う「施設調査業務」で詳細調査を行ったうえで、本事業終了後に更新していただくよう、ご検討いただきたく存じます。	原案のとおりとします。なお、別冊資料（閲覧）として、「学校給食センター竣工図（一式）」、「建築建物修繕・更新記録」、「建築設備修繕・更新記録」、「附帯施設修繕・更新記録」、「調理設備・食器食缶等・施設備品一覧表」、「調理設備・食器食缶等・施設備品修繕・更新記録」、「光熱水等の使用量」を提示する予定です。
37	施設等の更新等に係る建設業務（附帯施設を含む。）に関する要求水準	7	II	2	(1)				「要求水準書（案）Ⅱ／3(1)蒸気配管の更新」は施設の全面的な工事が必要となるため大規模修繕に該当すると考えます。大規模修繕の実施は、事業の環境に与える影響が大きく、また、現段階では実施費用の正確な見積りも困難です。要求水準書（案）20頁.10.「施設調査業務」にて示される大規	原案のとおりとします。なお、番号 36 への回答を参照してください。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									模な修繕と同様に取り扱っていただくことが適切かと考えます。前例のPFIによる整備運営事業が終了した次期事業に倣い、PFI事業の原則に伴い、大規模な修繕は本業務の範囲外とし、自治体からの直接発注としていただきたく検討をお願いします。	
38	施設等の更新等に係る建設業務に関する要求水準	7	II	2					「蒸気配管の更新業務」「荷受室網戸の設置業務」「屋外サインの改修業務」以外の施設等の更新・修繕については、本事業開始までに、現在の事業者のほうで実施していただけるものと理解してよろしいでしょうか。本事業の維持管理業務において、施設劣化に伴う修繕（1回50万円未満）は事業者の業務となっていますが、本事業開始時において良好な施設状態であることについては、貴市として確認いただけるものと理解してよろしいでしょうか。事業者の想定以上に、上記修繕が発生するリスクを可能な限り回避したいための確認です。	ご質問の前段について、現事業者が、現事業の終了にあたり、市が継続的に「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」を行うことができるようになります。ご質問の後段について、ご理解のとおりです。なお、本書最後の、実施方針等に関する変更予定事項（B要求水準書（案）／施設等の維持管理業務に関する要求事項・総則・基本的考え方）を参照してください。
39	施設等の更新等に係る建設業務（附帯施設を含む。）に関する要求水準	8	II	2	(2)				「(2) 荷受室網戸の設置業務」と「(3) 屋外サインの改修業務」については、作業が明確単純かつ軽微な修繕にあたるため、維持管理業務として取り扱っていただくことをご検討いただけますでしょうか。	ご質問1、8番への回答を参照してください。
40	施設等の更新等に係る調理設備設置業務に関する要求水準	8	II	3					(1)～(5)については、作業が明確単純かつ建物に干渉しない一般的な更新にあたるため、維持管理業務として取り扱っていただくことをご検討いただけますでしょうか。	ご質問1、8番への回答を参照してください。
41	施設等の維持管理	11	III	1	(1)	1)			「施設等のうち外構、内外装、建築設備及び調理設備等につい	ご質問について、ご理解のとおりです。なお、本書最後の、実

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
	業務に関する要求事項基本的考え方								ては、近く耐用年数を迎える（更新等が必要となる）もの、本事業の事業期間中に耐用年数を迎える（更新等が必要となる）ものがあり、これらについては、本事業の施設等の更新等業務の範囲内としている。」とありますが、本事業の施設等の更新等業務の範囲のうち具体的な項目が「要求水準書Ⅱ／3の3件（(1)～(3)）、要求水準書Ⅱ／3の5件（(1)～(5)）の8件」であると理解してよろしいでしょうか。	施方針等に関する変更予定事項（B要求水準書（案）／施設等の維持管理業務に関する要求事項・総則・基本的考え方）を参照してください。
42	施設等の維持管理業務に伴う修繕業務、修繕・補充業務の定義	11	Ⅲ	1	(1)	2)			修繕業務等の定義について示されており、1回50万円（税込）以内の修繕は事業者の業務範囲となっていますが、本事業開始前において、現在の事業者のほうで必要な施設等修繕を行ったうえで、良好な施設状態にて事業を開始できることが大前提と考えます。仮に、1回49万円の修繕が1年間で100回発生した場合、4900万円の費用が掛かります。事業者としては、過度なリスク負担となりますので、本事業開始においては、良好な施設状態であることを貴市として責任をもってご確認いただきたく存じます。そのうえで、本事業期間中において、明らかに経年劣化による施設の不具合であると判断できる事象については、費用負担について貴市と協議できるよう、ご検討くださいますようお願いいたします。	ご質問について、本書最後の、実施方針等に関する変更予定事項（B要求水準書（案）／施設等の維持管理業務に関する要求事項・総則・基本的考え方）を参照してください。
43	施設等の維持管理業務に関する要求事項基本的考え方	11	Ⅲ	1	(1)	1)	ア		「施設等の維持管理業務又は給食の運営等業務に当たる者が対応できるもの」とありますが、対応できるか否かは、事業者が判断するとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問について、本書最後の、実施方針等に関する変更予定事項（B要求水準書（案）／施設等の維持管理業務に関する要求事項・総則・基本的考え方）を参照してください。
44	施設等の	11	Ⅲ	1	(1)	2)	エ		「当面の給食提供を継続するた	ご質問について、本書最後の、

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
	維持管理業務に伴う修繕業務、修繕・補充業務の定義								めの応急の対応策は、本事業の業務範囲内とする」とありますが、応急の対応は事業者で行うものの、費用負担については後日精算させていただけるもの（貴市負担）との理解で宜しかったでしょうか。	実施方針等に関する変更予定事項（B要求水準書（案）／施設等の維持管理業務に関する要求事項・総則・基本的考え方）を参照してください。
45	施設等の維持管理業務に関する要求事項基本的考え方	11	Ⅲ	1	(1)	2)		エ	<p>エ『製造企業等の専門家が対応する必要があるもののうち、比較的重大（当該専門家が現場にて5日程度を超える作業が必要）なもの、当該業務に係る費用が50万円（税込）を超えるもの』、「建築設備及び調理設備等の全体的な修繕（オーバーホール等）又は過半の（あるいは「主要」な）部品更新」であっても、当面の給食提供を継続するための応急の対応策は、本事業の業務範囲内とする。』とあり、2)の末文に『なお、法令変更又は不可抗力等、市及び選定事業者の責に帰することができない理由による「修繕業務、修繕・補充業務」又は「大規模な修繕、大規模な更新等」は、上記アからオまでに含まれない事態が生じた場合として取り扱う。』とあります。</p> <p>地震・台風等の自然災害の影響によるものや、比較的重大な事象であっても本事業公表資料からは予見できないもの、事業者の責によらないものについてはエには該当しないと考えてよろしいでしょうか。</p>	ご質問について、本書最後の、実施方針等に関する変更予定事項（B要求水準書（案）／施設等の維持管理業務に関する要求事項・総則・基本的考え方）を参照してください。
46	施設等の維持管理業務に関する要求事項基本的考え方	11	Ⅲ	1	(1)	2)		カ	「選定事業者」とありますが「選定事業者」の誤記でしょうか。（2カ所）	修正します。
47	業務計画書	12	Ⅲ	1	(3)	7)			「施設等の維持管理業務を実施する者は、原則として、常駐す	ご質問の前段について、責任（指揮命令等）の所在は明確に

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									るものとする。」とありますが、維持管理業務全体における総括責任者は選任が必要でしょうか。また、常駐者との兼務は可能でしょうか。	する必要がありますが、総括責任者の選任を求めるものではありません。ご質問の後段について、総括責任者を選任した場合、常駐者との兼務を妨げるものではありません。
48	修繕・更新(補充)	12	Ⅲ	1	(5)				「事業期間中に予想される修繕・更新(補充)のニーズをあらかじめ把握して、合理的な中期修繕計画を立て、実施する。」とありますが、ニーズをあらかじめとは把握するための材料は本事業公表資料によることと理解してよろしいでしょうか。	番号 36 への回答を参照してください。
49	定期点検	13	Ⅲ	2	(2)	2)			※「法定点検」と「定期点検」を異なる企業が担当する場合には、それぞれの業務の範囲、内容及び責任者等を明確にした文章を作成し、市に提出する。と各所に記載されておりますが、維持管理業務全体を見ると施設等以外に調理設備及び備品等がありますが、各々の責任者を選任するとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問について、ご理解のとおりです。当該規定の趣旨は、例えば、「〇〇の法定点検」を維持管理企業が実施、「〇〇の定期点検」を運営企業が実施する場合、あらかじめ、このことを明確にしておこうというものです。
50	食器食缶等保守管理業務	16	Ⅲ	6					「食器食缶等」とは食器と食缶以外には具体的に何が含まれるかご教示ください。	別冊資料(閲覧)として提示する予定の「調理設備・食器食缶等・施設備品一覧表」によるものとします。
51	施設調査業務	20	Ⅲ	10					施設調査業務は、維持管理企業又は代表企業から専門企業に委託することも可能でしょうか。	ご質問について、ご理解のとおりです。具体的には、入札説明書、要求水準書及び事業契約書(案)によるものとします。
52	配置すべき責任者	21	Ⅳ	1	(2)	1)			「イ調理責任者」と「ウ調理副責任者」配置要件に栄養士又は管理栄養士の資格を有するものと条件があります。イ・ウについては、地元雇用を推奨し、優秀な人材を幅広く登用するため調理師資格を有する者も可と変更することをご検討いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。食の安全・安心について、食品科学、栄養学の知識を有する栄養士等が、献立表を理解し調理員への確に指示し調理過程を管理することは、適切であると考えます。また、調理員の衛生、施設設備の衛生及び食品衛生の適正を期するため、調理場内におけ

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
										る日常点検及び指導助言を行う必要があります。さらに、「学校給食衛生管理基準」における衛生管理責任者及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」における衛生管理者の配置上からも、管理栄養士又は栄養士の有資格者が必要です。
53	配置すべき責任者	21	IV	1	(2)	1)			「イ調理責任者」と「ウ調理副責任者」と「エ アレルギー対応調理責任者」の実務経験年数において、「～民間施設で3,000食/日以上以上の調理施設のいずれか」と要件がございますが、3,000食/日以上提供する民間施設自体が非常に稀であると考えております。地元雇用を推奨し、優秀な人材を幅広く登用するためにも、「公的施設における集団調理施設」を、『公的施設・民間施設問わず』としていただく等の、要件緩和をご検討いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。ご質問の規定は、「①学校給食施設」、「②公的施設における集団調理施設（同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設）」、「③民間施設で3,000食/日以上以上の調理施設」の <u>いずれか</u> としていることに留意してください。
54	営業許可の取得	22	IV	1	(2)	2)	イ		現在も運營業務を受託する企業が、本事業の運營業務を継続することとなった場合、同名義での営業許可の取得となるため、新たに営業許可を取得する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	本業務を実施するに当たり必要とされる法令等（条例を含む。）を遵守していれば問題ないものと考えます。
55	食材検収業務・補助業務	25	IV	2	(4)	1)	イ		お示し頂いた食材ごとの納品時間についてはあくまで目安であり、原則、現状の運用内容から大きく変更が生じる点は無いと理解で宜しいでしょうか。仮に大幅に変更が生じる点がございましたら、ご教示頂きたくおねがいたします。	現時点では、現状の運用内容から大きく変更が生じないと考えています。
56	食材検収業務・補助業務	26	IV	2	(4)	2)	ア	③	魚肉・野菜等について、「後片付け（段ボール処理まで）を行う」と表記されておりますが、現状は貴市職員様が対応いただいている業務かと存じます。段ボールの片付け場所と回	ご質問の前段について、選定事業者の業務とし、段ボールの片づけ場所は、野菜類荷受室外側とします。回収時間は、9時30分以降に回収車が来ます。ご質問の後段について、魚肉・

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									収時間をご教示ください。 また、魚肉・野菜類以外の片付け業務は従来通り貴市職員様にて実施頂けるのでしょうか。	野菜類以外の片付けについても、選定事業者の業務とします。
57	運営等業務の状況確認業務	27	IV	2	(4)	2)	リ		事業者が行う「運営等業務の状況確認」を適宜監視するためのモニターカメラ及びそれに付随設備がすでに設置されており、事業者（総括責任者等）がそれを確認できる環境であると理解してよろしいでしょうか。	ご質問について、ご理解のとおりです。
58	市独自のソフト事業への協力支援	27	IV	2	(4)	2)	ホ		リクエストメニュー、バイキング給食、学校給食ランチタイムの3事業については現在行っている内容と同様であり、現状と比較して特段新たな取り組みが含まれている内容ではないと理解してよろしいでしょうか。	現時点では、新たな取り組みの予定はありません。
59	残滓処理等	29	IV	5	(2)	2)	ア		「選定事業者が処理を行う残滓の範囲は・・・食材を梱包していたダンボールや発泡スチロール等は、原則として食材納入業者等が引き取るものとする。」とありますが、食材によっては一斗缶等に入ってくる物もあるかと思いますがこれらの缶類も食材納入業者等が引き取るという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の缶類等については、調理作業後になると思われますので、選定事業者による処分としてください。
60	運営備品調達業務	30	IV	6	(1)				現事業における運営で使用されている調理用備品の残置を想定せずに、必要な運営備品の全ての調達と費用負担までが本事業に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問について、理解のとおりです。現調理用備品は、現事業者の所有物（事業終了時に徹収）であり、市の所有物ではありません。
61	運営備品調達業務	30	IV	6	(1)				現事業における運営で使用されている調理用備品のうち、その後も使用可能であると判断されリスト等により入札説明書公表時に明示化された場合は、本事業期間中に必ずしもそれらの更新や補充をする必要が無いもしくは事業者の提案と裁量に委ねられるという理解でよろしいで	番号 60 への回答を参照してください。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									しょうか。	
62	要求水準書の添付資料及び別冊資料	31	V						入札説明書等の公表段階で提示される【添付資料17】、【添付資料18】には、現事業が終了する時点で現在の給食センターにあり残置される調理用備品（プラスチック、スパテラ等）は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	番号 60 への回答を参照してください。
63	要求水準書の添付資料及び別冊資料	31	V						入札説明書等の公表段階で【添付資料19】水光熱量等使用量が公表されるとのことですが、今回公表資料の内容から水光熱費の負担者については明記されていないように見受けられます。昨今のエネルギー業界の急激な情勢変化により、現事業にて電気及びガスを提供している供給企業が必ずしも同様の条件で新事業者（本事業受託者）に供給いただけるかは確証が持てず、事業者側のリスク範囲とするには不可抗力の要素が大いにある項目と考えます。（新電力の相次ぐ倒産による供給打ち切りや、都市電力でも新規申し込みは受け付けないケースが実際に各地で起こっている）本事業においては、使用するエネルギーの調達及び費用負担を市側とすることをご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。番号 27 への回答を参照してください。
64	添付資料 5								【添付資料 5】廃棄物量実績（参考）に記載されている一般廃棄物の中で、貴市が御担当されている米飯の保温ケースがあると思いますが、劣化または破損等により入替えを行った時の処分に関しては、貴市のご負担との理解でよろしいでしょうか。 また、運営備品及び食器・食缶等の入替え処分に関しては事業者負担との理解でよろしいでし	ご質問の前段について、米飯給食で使用している保温ケースの処分については、市負担となります。 ご質問の後段について、運営備品及び食器・食缶等の入替え処分に関しては、選定事業者の業務となります。

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
									ようか。	

< 実施方針に関する意見 >

なし

< 要求水準書（案）に関する意見 >

なし

以上

＜実施方針等に関する変更予定事項＞

A 実施方針／入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件（アンダーライン部分を追記）

II 民間事業者の募集及び選定に関する事項

3 入札参加者の備えるべき参加要件等

(2) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件

入札参加企業又は入札参加グループの構成員のうち、設計に当たる者、建設に当たる者、運営等に当たる者は、それぞれ以下に掲げる資格要件を満たすこと。複数の資格要件を満たす者は、複数の業務を実施することができる。また、設計に当たる者、建設に当たる者、運営等に当たる者は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとするが、複数の企業の場合であっても、すべての者が以下の資格要件を満たしていること。なお、維持管理に当たる者は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとし、特段の資格要件を設けない。

1) 設計に当たる者

※ 施設等の更新等業務（項目毎）のうち、蒸気配管の更新業務の設計に当たる者にあつては、以下の資格要件を満たすこと。なお、蒸気配管の更新業務以外の設計に当たる者は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとし、特段の資格要件を設けない。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。

イ 令和 3・4 年度東根市入札参加資格者名簿に業種区分「建築関係コンサル」で登録をしていること。

ウ HACCP 対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。

※ 工事監理は、設計に当たる者が実施すること。ただし、設計に当たる者と建設に当たる者が同一の場合は、当該設計に当たる者以外の工事監理を実施する者を、市の承諾を受けて別に定めること。なお、その場合の資格要件は、設計に当たる者と同じとする。

2) 建設に当たる者

※ 施設等の更新等業務（項目毎）のうち、蒸気配管の更新業務の建設に当たる者にあつては、以下の資格要件を満たすこと。なお、蒸気配管の更新業務以外の建設に当たる者は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとし、特段の資格要件を設けない。

ア 建築業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 令和 3・4 年度東根市入札参加資格者名簿に工事種目「建築」で登録をし、競争参加資格に関する確認基準日直近の経営事項審査結果通知書の総合評点（P）が、750 点以上であること。

3) 運営等に当たる者

※ 給食の運営等業務（項目毎）のうち、配送・回送業務以外に当たる者にあつては、以下のア、イの資格要件を満たすこと。また、配送・回送業務に当たる者にあつては、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとし、以下のアの資格要件を満たすこと。

ア HACCP 対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受

ける体制を有していること。

イ 以下の調理業務に関する実績のいずれかを有していること。

- ① 学校給食施設における調理業務
- ② 公的施設における集団調理施設（同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設）における調理業務
- ③ 民間施設で3,000食/日以上調理施設における調理業務

B 要求水準書（案）／施設等の維持管理業務に関する要求事項・総則・基本的考え方

＜変更前＞

III 施設等の維持管理業務に関する要求事項

1 総則

(1) 基本的考え方

1) 現事業で整備された施設等の耐用年数は、当初30年を想定しており、残り15年の耐用年数があることになる。ただし、施設等のうち外構、内外装、建築設備及び調理設備等については、近く耐用年数を迎える（更新等が必要となる）もの、本事業の事業期間中に耐用年数を迎える（更新等が必要となる）ものがあり、これらについては、本事業の施設等の更新等業務の範囲内としている。

※ 本事業の施設等の更新等業務の範囲内については、前記「II 施設等の更新等業務に関する要求水準等」の「2 施設等の更新等に係る建設業務（附属施設を含む。）に関する要求水準」の(1)から(3)まで、「3 施設等の更新等に係る調理設備設置業務に関する要求水準」の(1)から(5)までを参照のこと。

2) このため、本事業の事業期間中は、「本事業の施設等の更新等業務」及び「本事業の施設等の維持管理業務に伴う修繕業務、修繕・補充業務」以外の大規模な修繕、大規模な更新等をせずに使用できることを想定している。したがって、施設等のうち、特に建築設備及び調理設備等にあっては、メンテナンス性、保全性及びLCCの縮減を十分考慮した維持保全計画とする。ただし、すでに15年間にわたって運用してきている施設等であるため、「本事業の施設等の更新等業務」及び「本事業の施設等の維持管理業務に伴う修繕業務、修繕・補充業務」以外の大規模な修繕、大規模な更新等が必要となった場合には、以下（施設等の維持管理業務に伴う修繕業務、修繕・補充業務の定義）のとおりとする。

＜施設等の維持管理業務に伴う修繕業務、修繕・補充業務の定義＞

ア 施設等の維持管理業務又は給食の運営等業務に当たる者が対応できるものは、本事業の業務範囲内とする。

イ 製造企業等の専門家が対応する必要があるもののうち、比較的軽微（当該専門家が現場にて5日程度以内の作業が必要なもの、当該業務に係る費用が50万円（税込）以内のもの）は、本事業の業務範囲内とする。

ウ 建築設備及び調理設備等の部分的な修繕又は部分的な部品更新については、本事業の業務範囲内とする。

エ 「製造企業等の専門家が対応する必要があるもののうち、比較的重大（当該専門家が現場にて5日程度を超える作業が必要）なもの、当該業務に係る費用が50万円（税込）を超えるもの」、「建築設備及び調理設備等の全体的な修繕（オーバーホール等）又は過半の（あるいは「主要」な）部品更新」であっても、当面の給食提供を継続するための応急の対応策は、本事業の業務範囲内とする。

オ 建築設備及び調理設備等の消耗品等の補充及び要求水準書で補充を規定（要求）しているものについては、本事業の業務範囲内とする。

カ 上記アからオまでに含まれない（大規模な修繕、大規模な更新等が必要な）事態が生じた場合の対応策については、市と選定時業者で協議の上、定めるものとする。

なお、法令変更又は不可抗力等、市及び選定時業者の責に帰することができない理由による「修繕業務、修繕・補充業務」又は「大規模な修繕、大規模な更新等」は、上記アからオまでに含まれない事態が生じた場合として取り扱う。

<変更後>

Ⅲ 施設等の維持管理業務に関する要求事項

1 総則

(1) 基本的考え方

1) 現事業で整備された施設等の耐用年数は、当初30年を想定しており、残り15年の耐用年数があることになる。ただし、施設等のうち外構、内外装、建築設備及び調理設備等については、近く耐用年数を迎える（更新等が必要となる）もの、本事業の事業期間中に耐用年数を迎える（更新等が必要となる）ものがあり、これらについては、本事業の施設等の更新等業務の範囲内としている。

※ 本事業の施設等の更新等業務の範囲内については、前記「Ⅱ 施設等の更新等業務に関する要求水準等」の「2 施設等の更新等に係る建設業務（附帯施設を含む。）に関する要求水準」の(1)から(3)まで、「3 施設等の更新等に係る調理設備設置業務に関する要求水準」の(1)から(5)までを参照のこと。

2) このため、本事業の事業期間中は、「本事業の施設等の更新等業務」及び「本事業の施設等の維持管理業務に伴う修繕業務、修繕・補充業務」以外の大規模な修繕、大規模な更新等をせざるに使用できることを想定している。したがって、施設等のうち、特に建築設備及び調理設備等にあっては、メンテナンス性、保全性及びLCCの縮減を十分考慮した維持保全計画とする。

ただし、すでに15年間にわたって運用してきている施設等であるため、「本事業の施設等の更新等業務」及び「本事業の施設等の維持管理業務に伴う修繕業務、修繕・補充業務」以外の大規模な修繕、大規模な更新等が必要となった場合には、以下（施設等の維持管理業務に伴う修繕業務、修繕・補充業務の定義）のとおりとする。

<施設等の維持管理業務に伴う修繕業務、修繕・補充業務の定義>

ア 施設等の維持管理業務又は給食の運営等業務に従事する者が対応できると合理的に判断されるものは、本事業の業務範囲内とする。

イ 製造企業等の専門家が対応する必要があるもののうち、比較的軽微（当該業務に係る費用

が 50 万円（税込）未満のものは、本事業の業務範囲内とする。ただし、同一年同一項目については、3 回／年度までとする。

ウ 上記ア、イ以外であっても、当面の給食提供を継続するための応急の対応策は、当該費用の負担を含めて、本事業の業務範囲内とする。

エ 建築設備及び調理設備等の消耗品等の補充及び要求水準書で補充を規定（要求）しているものについては、本事業の業務範囲内とする。

オ 上記アからエまでに含まれない（大規模な修繕、大規模な更新等が必要な）事態が生じた場合の対応策については、市と選定時業者で協議の上、定めるものとする。

なお、法令変更又は不可抗力等、市及び選定時業者の責に帰することができない理由による「修繕業務、修繕・補充業務」又は「大規模な修繕、大規模な更新等」は、上記アからエまでに含まれない事態が生じた場合として取り扱う。